

令和3年11月12日（金）

『新型コロナウイルス感染症に伴う 発熱等の風邪症状がある場合等』の生徒の登校について

県立姫路南高等学校

校長 駒田 勝

保護者の皆様には平素より本校の教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について県教育委員会から通知がありましたので、その指示に従い、令和3年10月1日（金）付け「緊急事態宣言解除後の『新型コロナウイルス感染症』への対応について」でお知らせしました内容の一部を下記の通り見直しますので、ご注意願います。

なお、見直した箇所は、太字とし、波線を引いています

記

【見直し前】

3 感染防止対策【令和3年10月1日（金）以降】

- (2) 生徒はもとより、同居の家族に発熱等の症状がある場合や、濃厚接触者の疑い等に伴うPCR検査を受けている場合も登校しないことを徹底し、出席停止の扱いとします。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

【見直し後】

3 感染防止対策【令和3年11月15日（月）以降】

- (2) 生徒はもとより、同居の家族に発熱等の症状がある場合や、濃厚接触者の疑い等に伴うPCR検査を受けている場合も登校しないことを徹底し、出席停止の扱いとします。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

ただし、かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は可能」の診断を受けた場合は登校を認め、登校しなかった場合は欠席扱いとします。